

○桜井宇陀広域連合障害支援区分認定審査会の  
委員の定数等を定める条例

平成18年6月13日  
条例第1号

改正 平成25年3月6日条例第1号

平成26年2月19日条例第1号

(審査会の委員の定数)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定による市町村審査会として設置する桜井宇陀広域連合障害支援区分認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、16人以内とする。

(規則への委任)

第2条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月6日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月19日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。